

旭市立嚶鳴小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

千葉県いじめ防止基本方針（概要）より

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

○千葉県のいじめの状況

- ・ 令和5年度認知件数：54,455件

→令和4年度の52,720件より1,735件増加。認知件数が多いことを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することが重要

○基本理念

- ・ すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核
- ・ いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが重要

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめに対する基本認識

○基本的な考え方

- ・ 「いじめの定義」に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為でもなく、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応をする。
- ・ すべての子供と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識をもつ。
- ・ いじめは人権侵害・犯罪行為であり、絶対に許さない。いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ・ いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行い、絶対に守り通す。
- ・ いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 家庭・学校、地域社会など全ての関係者が連携し、それぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

○具体的ないじめの態様の例

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

具体的な取り組み

1 未然防止に向けて

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

- (1) 日頃から児童対教師、児童対児童の好ましい人間関係を築き、児童の自己肯定感や自己有用感を味わせるよう、授業や学級経営を工夫する。
- (2) わかる授業づくりを心がけ、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
そのため、年間に一度は公開授業を行って授業を参観し合う機会を設け、授業改善に努める。
- (3) チャイムが鳴ったら着席する、授業中は正しい姿勢でいるなどの学習習慣の徹底や、発表の仕方・聞き方の指導等、規律ある生活を心がけさせる。
- (4) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (5) 道徳や行事、体験活動を通して規範意識や集団の在り方等について、計画的に学習を深める。特に5月や9月には、いじめに関する授業をどの学年でも必ず実施する。また、いじめゼロ宣言の「話す勇氣」については具体的に説明する。
- (6) 学校生活での悩みの解消を図るために、相談箱や教育相談を活用する。また保健室に来室した児童からの相談にも十分対応する。
- (7) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (8) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善を図る。
- (9) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (10) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的に連携を深める。
- (11) いのちを大切にするキャンペーン等を通して、児童と保護者が共にいのちの大切さについて話し合う機会を設けるなど、保護者への啓発活動を行う。
- (12) 「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実、「いのちを大切にするキャンペーン」、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を、計画的、組織的に行う。
- (13) 児童に、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努める。
- (14) 児童に具体的な目標や課題を設定し、児童と教職員がともに努力することを日常から心がける。

2 早期発見に向けて

児童が自らＳＯＳを発信すること及び、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) 子供の声に耳を傾ける。

① いじめに関するアンケートを年11回実施する。

「全11回：教育相談週間1回（6月） その他10回」

② 年間1回教育相談週間を設け、すべての児童と担任が面談を行う。

③ 相談箱を利用し、児童や保護者等の悩みや相談に随時対応する。箱の解錠は養護教諭が行う。

④ 必要に応じ、随時個別面談を実施する。

⑤ **夏休みと冬休み明けに2週間、タブレットを活用して、児童にアンケートを実施する。**

(2) 子供の行動を注視する。

① 授業中・休み時間・清掃活動・部活動等において、児童の観察に努め、いじめの発見に最大限の努力をし、些細なことも見逃さずに対応する。

② 教職員間で気付いた情報を確実に共有する。

(3) 家庭や地域等と情報を共有し、学校外での児童の様子を把握する。

① 連絡帳、電話・家庭訪問、ＰＴＡの会合等、保護者と情報を共有し、児童の変化に敏感に気付けるようにする。

② 地域行事への参加、関係機関との情報共有等、日常的に連携する。

(4) 「いじめのサイン発見シート（文部科学省）」を活用し、いじめがあった場合の児童の態度や行動の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、別に定める「いじめへの対応の基本的な流れ」に基づき、あくまで組織として詳細な事実確認と早期の適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得できる解消を目指す。

(1) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

(2) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

(3) 指導や支援の方策について話し合い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら関係者（保護者・傍観者等も含む）に対して適切な措置を行い、再発を防止する。

(4) いじめた側の児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪ができるように指導をする。また、被害児童の保護を最優先し、報復を受けない手立て（いじめた側の出席停止措置も含む）を立て、実行する。

(5) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

(6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

(7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

○いじめが解消している状態（国基本方針より）

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(8) 調査結果の提供及び報告

① いじめられた児童及びその保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供する。

② アンケート調査する場合は、調査に先立ち、調査対象の児童や保護者に、いじめられた児童及び保護者に情報提供することがある旨を説明する。

③ 調査結果は旭市教育委員会を通して、重大事態の場合は、市長に報告する。

※重大事態とは（いじめ防止対策推進法より）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○重大事態への対処

重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」により適切に対応する。

○重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

①いじめ防止対策委員会を開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。

②情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断する。判断に迷う場合は、教育委員会担当部署に連絡し、協議をしながら対応を決定する。重大事態と認められる場合には、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

③調査の主体等を決定し、調査を実施する（教育委員会、又は学校の下に組織を設ける）。その際、学校は、被害児童の安全確保や加害児童への対応、調査のための資料の提出等、組織的な対応を行う。

④組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプ

ライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

⑤加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝える。伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

⑥調査結果を報告する。(教育委員会が主体)

※いじめの重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等関係機関との連携を図りながら対応することが求められる。

4 いじめ防止等のための校内組織

(1) 生徒指導・いじめ防止対策委員会

① 本基本方針の策定や見直し等、いじめを防止するための方針について検討する。

② いじめの発生またはその疑いがあるときは、「生徒指導・いじめ防止対策委員会」で対応する。「生徒指導・いじめ防止対策委員会」は必要に応じ、適切な専門家を加えるものとする。(重大事態にも対応)

③ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援学級担任、養護教諭、関係機関(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員、PTA会長)、関係職員で構成する。

5 いじめの相談窓口

(1) 校内 ①いじめ相談窓口

学級担任、生徒指導主任、養護教諭

②学校生活相談窓口(学校生活全般を含む)

担当者 教頭 0479-55-2161

(2) 校外 ①24時間子供SOSダイヤル 0570-0-78310

②教育相談専用ダイヤル 0479-23-5954

③旭市教育委員会学校教育指導室 0479-62-5353

6 その他

(1)「取組評価アンケート」の実施、及び保護者・職員による学校評価をもとに、いじめへの対応を振り返り、本基本方針の見直しをする。

(2) いじめに関する調査結果等の資料については、設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。

(3) 教職員が、児童と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないよう業務を点検し、事務の効率化を図る。